

吉川市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）について

法的性格

子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関

子ども・子育て支援法による義務

次の場合 「当審議会」もしくは「子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者」の意見を聴かなければならない。

①特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき

※県への事前協議も義務

②特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき

③子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき

※県への事前協議も義務

国が期待する役割

関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たす。

※保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付けではなく、自治体の裁量に委ねられている。

○国の期待像

- ・潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくらか使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・現行の計画について見直すべき部分はないか

○当市として実施すべき子ども・子育て支援事業等の内容や実施方法等

- ・次世代育成支援行動計画等の進行管理を含む

○条例の制定・改正等に伴う審議

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営基準
- ・学童保育室の設備及び運営基準
- ・保育所条例等の一部改正

○保護者負担のあり方

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、特定地域型保育事業